



平成23年度 岡崎市商工団体等補助金及のご案内



岡崎市では、商工業の振興のため、商工団体等が行なう事業に対し、予算の範囲内で以下の補助金を交付しています。補助金の申請にあたっては、補助要件を満たしているかなどを確認させていただきますので、必ず事前にご相談ください。

補助事業名	商工団体共同事業費補助金		
補助内容	商工団体が行なう共同事業の推進を図るため、当該事業に要する補助対象経費に対し、補助をする制度です。		
対象経費	展示会、見本市、催事及び共同宣伝事業、講習会、講演会、研究会、研修会、調査情報提供事業、表彰事業などに要する経費		
補助率	22.5%以内	補助限度額	70万円
対象	商工団体（商業、サービス業又は工業を営む中小企業を主たる構成員とする団体で、営利を目的としないもの。）		
要件	事業費30万円を超えるものに限る		
活用事例	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街が実施する夏まつりなどのイベント ・商店街が作成する商店街マップ ・商店街が実施するイルミネーションや街路灯フラッグ ・事業協同組合が実施する展示会、産業まつり ・事業協同組合が実施する講習会、研修会 		

補助事業名	商店街等地域景観施設整備費補助金		
補助内容	商店街の景観向上を図るために、街路灯など景観施設の設置等に要する費用を補助する制度です。		
対象経費	街路灯、アーケードその他商店街の景観の維持及び向上に寄与する景観施設の設置、修繕、取り壊し等に係る費用		
補助率	18%以内	補助限度額	-
対象	商業団体（商業又はサービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする団体で、営利を目的としないもの。）		
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費30万円を超えるものに限る ・取り壊しは新設、改装に伴う取り壊しに限る（取り壊しのみは補助対象外） 		
活用事例	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街が維持管理する街路灯の建て替え ・商店街が設置するモニュメント 		

補助事業名	伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金		
補助内容	伝統的工芸品産業における中小企業の振興を図り、伝統的な技術・技法を後世に引き継いでいくため、伝統的工芸品産業産地振興事業に要する経費を補助する制度です。		
対象経費	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定により認定を受けた計画に基づき実施する事業に要する経費		
補助率	(1需要開拓等事業費 22.5%以内 (後継者育成事業のうち研修教材等諸費は18%以内) (2後継者育成事業費、技術・技法の記録・収集・保存事業費、原材料確保対策事業費、意匠開発事業費 22.5%以内)		

補助限度額	① 需要開拓等事業費 22.5万円 ② 後継者育成事業費、技術・技法の記録・収集・保存事業費、原材料確保対策事業費、意匠開発事業費 67.5万円
対 象	経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会等で、当該伝統的工芸品の製造される地域の全部が岡崎市の区域に属するもの
要 件	事業費30万円を超えるものに限る

補助事業名	商業団体街路灯等電灯料補助金		
補助内容	商業団体が維持管理する街路灯、アーケードの電灯料及びガス料等を補助する制度です。		
対象経費	前年度末までに設置した街路灯、アーケードの電灯料		
補助率	40w以下	1基あたり	640円
	41w ~ 80w	1基あたり	970円
	81w ~ 125w	1基あたり	1,850円
	126w ~ 250w	1基あたり	2,750円
	251w ~ 300w	1基あたり	3,630円
	301w以上・ガス灯	1基あたり	4,510円
	アーケード	10㎡あたり	3,290円
対 象	商業団体（商業又はサービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする団体で、営利を目的としないもの。）		
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の開始前に設置されていること。 ・商業団体が維持管理を行い、電灯料等に係る支払いの経理をしていること。 		

補助事業名	商業団体共同駐車場借地料等補助金		
補助内容	駐車場難を解消し、その正常な事業活動を推進するため、商店街又は共同店舗が設置する共同駐車場に係る借地料及び借上料に対し補助をする制度です。		
対象経費	共同駐車場借地料		
補助率	1.8%以内	補助限度額	4.5万円
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合 ・5人以上の小売商業又はサービス業を営む中小企業で構成された共同店舗の事業協同組合 等 		
要 件	面積が80㎡以上又は駐車台数が5台以上で、主に顧客が無料で利用できること。		

補助事業名	商店街空き店舗活用事業費補助金		
補助内容	商店街の空き店舗の解消をすることで商店街に活気を取り戻すとともに、当該商店街の発展を図るため、空き店舗の賃借料に対し補助をする制度です。		
対象経費	商店街区域内の空き店舗で <ul style="list-style-type: none"> ・商業団体等がコミュニティ施設等として活用する場合の賃借料 ・商業団体等が小売業、飲食料、サービス業等を行なう事業者へ転貸する場合の賃借料（倉庫、駐車場、風俗業、遊戯業、貸金業等は除く） 		

補助期間	営業開始日の翌月から12ヶ月以内		
補助率	50%以内	補助限度額	月額 5万円
対象	商業団体及び地元住民・地元事業者で構成する街づくり団体で商店街の振興等に寄与すると市長が認める団体		
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街区域で、利用されていない状況となってから6ヶ月以上経過した店舗 ・出店事業者は、当該商店街へ加盟し、商店街活動等に積極的に参加すること 		

補助事業名	小規模事業指導費補助金		
補助内容	小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実をはかり、小規模事業者の振興を図るために商工会又は商工会議所が経営指導員等を設置して行なう事業に対して補助をする制度です。		
対象経費	経営改善普及事業に要する経費		
補助率	自己負担分の30%以内	補助限度額	700万円
対象	商工会議所、商工会		

補助事業名	中小企業知的財産活用促進事業費補助金		
補助内容	中小企業者が、自社所有の知的財産権(特許権、実用新案権)を活用し、事業所自らが作成したビジネスプランをもとに、試作品開発、展示会出展等、自らの知的財産権を事業化していくなかで要した費用の一部を補助する制度です。		
対象経費	試作品開発費用 販路開拓費用		
補助率	50%以内	補助限度額	50万円
対象	中小企業者		
受付期間	平成23年5月～6月(予定)		

補助事業名	インキュベート支援事業補助金		
補助内容	法人を設立する予定の方で、創業塾等の創業に関する講座を受講した方に、法人を設立するのに要する費用の一部を補助する制度です。		
対象経費	定款認証費用、登録免許税等法人を設立に要する費用		
補助率	50%以内	補助限度額	20万円
対象	法人を設立する方		

【問合せ先】 経済振興部商工労政課商業振興班

TEL 0564-23-6212 FAX 0564-23-6213

中小企業知的財産取得費補助金については
経済振興部商工労政課工業労政班

TEL 0564-23-6289 FAX 0564-23-6213